

法曹人口問題のアンケート結果に対する意見書

法曹養成制度改革推進会議 御中

法曹養成制度改革顧問会議 御中

法曹養成制度改革推進室 御中

2015年(平成27年)3月4日

兵庫県弁護士会

会長 武本 夕香子

現在、法曹人口問題について法曹養成制度推進室(以下、「推進室」と言います。)が日弁連の協力等によりアンケートを実施し、このアンケート結果をもとに推進室や法曹養成制度顧問会議(以下、「顧問会議」と言います。)等で議論が重ねられている件につき、上記アンケート結果に対する当会の意見を下記の通り申し上げます。

記

第1 需要に関するアンケート項目(依頼者アンケート(インターネット))

1 市民アンケート

インターネット上でのアンケートによれば、「最近5年間に経験したトラブルで弁護士への相談を考えたことがありますか。」との問いに対し、「考えたことがある」と回答したものは20.6%で、「依頼しようと思ひ、実際に依頼した(ことがある)」と回答したのは、32.8%に留まる。

他方、「依頼しようと思ったが、結局依頼しなかった」との回答は、54.1%にも上り、さらには、「依頼しようと思わなかった」との回答も13.1%存在する。

2 企業アンケート

(1) 企業に対するアンケートでは、「弁護士の利用機会は5年前に比べて変化していますか」との問いに対して、「増加している」と回答した大企業は、62.

9%に上る。

もっとも、中小企業においては、「増加している」と回答した割合は、32.0%に留まり、56.4%の中小企業は「変わらない」と回答している（なお、企業数ベースでは、我が国の企業数のうち中小企業が占める割合は99%以上であるとされる（2011年度版 中小企業白書）ことを、念のため申し添える。）。

(2) 次に、「弁護士と顧問契約を結んでいますか」との問いに対して、大企業は、93.4%が「結んでいる」と回答しており、中小企業についても63.7%が同じく回答している。

もっとも、弁護士との顧問契約を結んでいない大企業及び中小企業に対して、契約していない理由を問い合わせたところ（複数回答あり）、「必要に応じて依頼すれば足りるから。」と回答した大企業が75.7%、中小企業が74.7%と最も高く、次に「弁護士以外の専門家を利用している」と回答した者（大企業14.9%、中小企業45.5%）、「弁護士を必要とする仕事がないから」と回答した企業（大企業9.5%、中小企業24.7%）も多かった。

(3) 「法曹有資格者を採用しようとしたが、採用できていない」との回答については、大企業が7.5%、中小企業が1.4%しかチェックしていない。

他方、「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答したのは、大企業が76.2%、中小企業が98.1%となっている。

3 自治体アンケート

(1) 「弁護士の利用機会は5年前に比べて変化していますか」との問いに対し、「増加している」と回答した自治体は、57.5%、「変わらない」と回答したのは34.0%となっている。

もっとも、既に「弁護士と顧問契約を結んでいますか」との問いに対し、85.4%が「顧問契約を結んでいる」と回答している。

(2) 「法曹有資格者を採用していますか。」との問いに対して「法曹有資格者を採用していないし、今後も採用する予定はない」と回答した自治体が87.3%となっている。

第2 供給に関するアンケート項目（65期・66期会員に対する就業状況等に関するアンケート調査の結果）

- 1 弁護士一斉登録日における未登録者数は、550名（平成26年）と昨年の570名から若干減少したものの相変わらず500名を超えている。

日弁連が実施したアンケートによれば、一斉登録日以降に登録した者（282名）のうち、一斉登録日に登録しなかった理由について「就職先は決まっていたが、入所（入社）予定日が一斉登録日以降だったため」と答えた者82名（29.1%）もいるが、「就職活動継続中のため」と回答した者が118名（41.8%）と最も多い。

なお、司法改革が始まる以前には、一斉登録日において「就職活動継続中のために」登録できなかった者は、ほぼ皆無であった。

- 2 日常的な事件処理の指導を受ける機会が「ない」「無回答」と回答した者の合計は153名（15.5%）となっている。

なお、これに関連して、「就業形態」についてもみるに、開業時即時独立形態（いわゆる「即独」）は、6.2%（61名）、事務所内独立採算弁護士は6.9%（68名）、既存事務所の共同経営弁護士が5.4%（53名）の合計182名にも上り、「先輩弁護士等による十分な指導が受けられなかった」ために事務所を変更した人は39名にも上る。

この点に関連して、雇用側弁護士を含むアンケート結果（弁護士実勢調査）を検討する。

- (1) 全弁護士に対して行ったアンケートによれば、裁判所事件（調停を含む）の手持ち事件数は、5件未満が20.1%、5件から10件未満が16.8%、10件以上15件未満16.8%を合わせると半数に上る。
- (2) 申告収入額1000万円未満と回答したのが30.5%、1000万円以上2000万円未満の21.7%との回答を合わせると半数を超える。
- 申告所得額100万円未満との回答が10.6%（3724名中394名）、100万円から500万円との回答も21.9%（817名）で、中

央値は600万円と2010年（平成22年）の959万円から37%も減少している。

なお、こと新人弁護士に限ってみれば、「400万円～500万円未満」が最多（21・9%）で、「200万円未満」「200万円～300万円未満」「300万円～400万円未満」の合計は990名中307名と31・1%である。

(3) 「勤務先に所属しない新人弁護士へのOJT・研修等について2013年に協力したかとの問に対しては「特に協力は行っていない」との回答が67・6%に上っている。

(4) 2015年以降の採用以降について「具体的な採用予定がある」との回答は4・2%にとどまり、「具体的には決まっていないが3年後までに採用予定がある」と回答した6・2%を足しても1割にしか満たない。

他方、「採用予定はあまりない」14・5%、「採用予定は全くない」との回答44・7%を合わせると6割近くにも上る。

第3 結語

以上のアンケート結果からは、市民の弁護士に対する需要は必ずしも多くないことが窺える。また、企業においても、とりわけ我が国の企業数のうち99%以上を占める中小企業においては、弁護士の利用機会は過半数の企業で増加していない。さらに法曹有資格者の採用にあっては大企業・中小企業を問わずほとんどの企業において採用予定が無いことが窺える。自治体に対するアンケートを見ても過半数の自治体で弁護士の利用機会は増加しておらず、法曹有資格者の採用予定もないことが窺える。なお、裁判所新受件数の推移を見ても、いわゆる過払い訴訟が増加した一時期を除いて家事審判事件以外の裁判所新受件数は減少していることが窺える。

これらのことからすれば、司法改革に際して叫ばれていた市民や企業・自治体における法的需要はさほど存在せず、弁護士の増員数に見合うほどの法的需要が存在しないことは明らかである。

その一方、司法改革以降、利用者側が想定する需要を大幅に超えた供給が続

けられたこと、及びその結果として雇用側の弁護士に新人採用及び OJT 協力の必要と余力がなくなったことが見て取れる。

また、その程度においては、企業や自治体での採用等、業務拡大の努力で吸収できるレベルの話ではなく、需要と供給の均衡という構造的なレベルで解決を見出すべき議論であることもまた明らかである。

以上の点を踏まえれば、現状を放置することは許されず、迅速な対応が求められることを指摘したい。

以上